

改訂前	改訂後
<p style="text-align: center;">電力需給約款 <u>【高圧・特別高圧】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2020年12月1日</u></p> <p>1. 適用</p> <p>(1) この電力需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は株式会社 afterFIT（以下「当社」といいます。）と電力需給契約（以下「需給契約」といいます。需給契約に付随して締結された附則または覚書を含みます。）を締結されたお客さまに対して、<u>高圧または特別高圧</u>で電気を供給する場合の電気料金その他の供給条件を定めるものです。</p> <p>2. 本需給約款の変更</p> <p>(3) 本需給約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものに限る。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものといたします。</p> <p>3. 定義</p> <p>(2) 次の語は、電力需給契約書において、それぞれ次の意味で使用するものといたします（なお、電力需給契約書において別途の定義をした場合にはそれに従います。）。</p> <p>ニ 特定休日 本需給約款の別表 <u>2</u> に定める特定休日を行います。</p> <p>8. 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p>	<p style="text-align: center;">電力需給約款 <u>【特別高圧・高圧】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2021年6月29日</u></p> <p>1. 適用</p> <p>(1) この電力需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は株式会社 afterFIT（以下「当社」といいます。）と電力需給契約（以下「需給契約」といいます。需給契約に付随して締結された附則または覚書を含みます。）を締結されたお客さまに対して、<u>特別高圧または高圧</u>で電気を供給する場合の電気料金その他の供給条件を定めるものです。</p> <p>2. 本需給約款の変更</p> <p>(3) 本需給約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものに限ります。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものといたします。</p> <p>3. 定義</p> <p>(2) 次の語は、電力需給契約書において、それぞれ次の意味で使用するものといたします（なお、電力需給契約書において別途の定義をした場合にはそれに従います。）。</p> <p>ニ 特定休日 本需給約款の別表 <u>の第4項</u> に定める特定休日を行います。</p> <p>8. 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、<u>当社への切り替え手続きが完了したときに成立</u>いたします。<u>具体的なご契約成立日は、切り替え</u></p>

手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、当該日といたします。

9. 需要場所

需要場所は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 料金等

(3) (1)口の電力量料金については、お客さまと当社との間で、以下の事項について合意の上、これに従い、①定額料金の額（イにおいて定額料金を設定することとした場合に限りです。）および②従量料金の額（ハにおいて定める従量料金単価にご使用電力量を乗じて得た金額といたします。）を合算した値といたします。

23. 使用電力量の計量

(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または再検定その他のため電力量計を取り外している場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

28. 保証金

(4) 当社は、保証金については、利息を付さないものといたします。

(5) 当社は、(1)により保証金をお預けいただいた場合、(2)の預かり期間終了後に保証金をお客さまにお返しいたします。ただし、(3)により充当した場合は、その残額をお返しいたします。

33. 供給の停止

(4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のために必要な処置を行うと同時に、当該一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

9. 需要場所

需要場所は、該当一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 料金等

(3) (1)口の電力量料金については、お客さまと当社との間で、以下の事項について合意の上、これに従い、①定額料金の額（下記イにおいて定額料金を設定することとした場合に限りです。）および②従量料金の額（下記ハにおいて定める従量料金単価にご使用電力量を乗じて得た金額といたします。）を合算した値といたします。

23. 使用電力量の計量

(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または再検定その他のため電力量計を取り外している場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 の第3項（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

28. 保証金

【削除】

(4) 当社は、(1)により保証金をお預けいただいた場合、(2)の預かり期間終了後に保証金をお客さまにお返しいたします。ただし、(3)により充当した場合は、その残額をお返しいたします。なお、当該返金においては、利息を付さないものといたします。

33. 供給の停止

(4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のために必要な処置を行うと同時に、該当一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(5) (1)から(3)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

35. 違約金および損害賠償

(4) (2)および(3)における平均料金は、お客さまが解約の申入れをされた日の属する算定期間およびその直前の11月の間(第24条(3)の日割計算が生じる期間については、これを1月分に割り戻して計算することとします。また、供給開始日から解約申入れの日の属する算定期間の直前までの期間が11月に満たない場合には、当該供給開始日からの期間とします。)の1月分の平均使用電力量に基づき、お客さまの解約申入れの際に適用されていた料金基準(ただし、第17条(1)ハに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。また、契約の変更について当社の承諾を得ていた場合には、当該変更後の料金基準)を適用して算出した金額をいいます。ただし、供給開始前に解約をされる場合には、当社において合理的に算定した金額とします。

41. 名義の変更

(2) 名義変更の手続きは、お客さまが名義変更の希望を当社へ文書により申し出ることによって行います。変更の適用開始日は、当社が変更を承諾した後に最初に到来する最初の算定期間の開始日といたします。

50. 保安等に対するお客さまの協力

(1) お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を当社および該当一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 引込線、計量器等その供給場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障

(5) (1)から(3)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を該当一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

35. 違約金および損害賠償

(4) (2)および(3)における平均料金は、お客さまが解約の申入れをされた日の属する算定期間およびその直前の11月の間(第24条(3)の日割計算が生じる期間については、これを1月分に割り戻して計算することとします。また、供給開始日から解約申入れの日の属する算定期間の直前までの期間が11月に満たない場合には、当該供給開始日からの期間とします。)の1月分の平均使用電力量に基づき、お客さまの解約申入れの際に適用されていた料金基準(ただし、第17条(1)ハに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。また、契約の変更について当社の承諾を得ていた場合には、当該変更後の料金を基準とします。)を適用して算出した金額をいいます。ただし、供給開始前に解約をされる場合には、当社において合理的に算定した金額とします。

41. 名義の変更

(2) 名義変更の手続きは、お客さまが名義変更の希望を当社へ文書により申し出ることによって行います。変更の適用開始日は、当社が変更を承諾した後に最初に到来する算定期間の開始日といたします。

50. 保安等に対するお客さまの協力

(1) お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を当社および該当一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および該当一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 引込線、計量器等その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障

があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または該当一般送配電事業者はお客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および該当一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客様が該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および該当一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または該当一般送配電事業者はお客様にその内容の変更をしていただくことがあります。